

白河市まちラボ学生プロジェクト支援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日要綱

改正

令和3年8月4日要綱第34号

令和4年3月31日要綱第114号

令和5年3月31日要綱第72号

令和6年3月14日要綱第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等（以下「大学等」という。）の学生による新たな人の流れを創出するため、大学等に籍を置く学生で構成されたゼミ、サークル、まちづくりに関心のあるグループ等（以下「大学ゼミ等」という。）が、市内において、地域住民と交流し、専攻している分野に関する知識を活かしながら、本市の課題、地域振興等をテーマに、アンケート調査、市民ワークショップ、フィールドワーク、イベント開催、実証実験等（以下「研究等」という。）を行う場合の経費の一部を予算の範囲内で補助することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大学ゼミ等が、当該大学等のカリキュラム若しくは教授等の指示又は自主的な活動計画に基づいて行う研究等であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) まちラボ学生プロジェクト支援事業

ア 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業若しくは住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条に規定する住宅宿泊事業に係る施設又は市長が指定する施設に宿泊すること。

イ 補助対象事業に係る研究等を実施するに当たり、地域住民との交流を図ること。

ウ 当該年度内に補助対象事業に係る研究等の成果を市に報告すること。この場合において、成果は、本市の現状、研究等で得た気付き等を踏まえた内容とすること。

エ 大学ゼミ等又は大学等のホームページ等を活用し、補助対象事業に係る研究等の成果及び市の情報発信を行うこと。

オ 補助対象事業に係る収支を適切に管理すること。

カ 補助金の交付決定があった年度内に完了すること。

(2) まちラボ学生プロジェクト支援事業（課題設定型） 前号イからカまでに掲げる要件を全て満たすほか、市が設定した課題に対する研究等を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 単に公式大会、イベント等の参加、視察又は観光を目的とするもの
- (2) 営利、売名等を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 補助金の交付決定があった年度内に完了しないおそれがあるもの
- (5) 市から他の補助金等の交付を受けているもの
- (6) 事業の効果が、特定の個人又は法人若しくは団体に帰属するもの
- (7) 公序良俗に反すると認められるもの
- (8) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、前条の補助対象事業を行う大学ゼミ等とする。ただし、次に掲げる大学ゼミ等は、補助の対象としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を企図するもの
- (2) 公序良俗に反すると認められる活動を企図するもの
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の上限額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとし、当該別表第1及び別表第2それぞれに算出した額の合計額を補助金の額とする。ただし、まちラボ学生プロジェクト支援事業（課題設定型）にあつては、別表第1及び別表第2に掲げる補助対象経費の実額の合計額（当該額が30万円を超える場合は、30万円）を補助金の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第5条第1項第1号及び第2号の書類は、それぞれ白河市まちラボ学生プロジェクト支援事業計画書（第1号様式）及び白河市まちラボ学生プロジェクト支援事業収支予算書（第2号様式）とする。

2 規則第5条第1項第3号の書類は、学生ゼミ等構成員名簿（第3号様式）及び市長が必要と認める書類とする。

（まちラボ学生プロジェクト支援事業（課題設定型）に係る手続等）

第6条 まちラボ学生プロジェクト支援事業（課題設定型）の募集、研究等の方法等に関するヒアリング、補助事業者等の選考の手続等については、市長が別に定める。

（事業の完了及び実績報告）

第7条 第2条第1項第1号ウの規定による市への研究等の成果の報告（同項第2号において同項第1号を参照する場合を含む。）は、書類（補助対象事業の実施状況を撮影した写真を含む。）で行うこととし、その提出をもって、補助対象事業の完成とする。

2 前項の報告は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までにを行うものとし、報告の一部又は全部を市のホームページで公表する。

3 規則第16条第1号の書類は、白河市まちラボ学生プロジェクト支援事業収支決算書（第4号様式）とする。

4 規則第16条第2号の書類は、補助対象事業に係る支出を証する書類の写し及び市長が必要と認める書類とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月4日要綱第34号）

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則（令和4年3月31日要綱第114号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要綱第72号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日要綱第57号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象経費 | 内容 | 補助率 | 補助金の上限額 |
|--------|---|-------------------------------------|---------|
| 旅費 | 大学ゼミ等の活動の拠点から市内宿泊場所までの旅費。ただし、補助対象事業者が、大学等に籍を置く学生で構成するまちづくりに関心のあるグループ等のうち、同一の大学等の学生で構成されるものでない場合にあつては、当該学生の居住地から市内宿泊場所までの旅費。 | 3分の2 | 20万円 |
| 宿泊費 | 市内宿泊場所における宿泊費 | 宿泊費の実額。ただし、1人につき、1泊当たり2,000円を上限とする。 | |

別表第2（第4条関係）

| 補助対象経費 | 内容 | 補助率 | 補助金の上限額 |
|-------------|---|--------|---------|
| 謝金 | 専門家、出演者等に対する謝金 | 10分の10 | 10万円 |
| 旅費 | 専門家、出演者等に対する旅費 | | |
| 宿泊費 | 専門家、出演者等に対する宿泊費 | | |
| 通信運搬費 | 郵便料金、切手又はハガキ購入費、運送代等 | | |
| 広告宣伝費 | ポスター・チラシ等のデザイン、折込広告、広告掲載、ホームページ制作等の宣伝に要する費用 | | |
| 印刷製本費 | 資料のコピー代又はチラシ、報告書等の印刷製本費 | | |
| 消耗品費 | 消耗品購入費（補助対象事業のみに使用されたものに限る。） | | |
| 会場等使用料 | 会場の借上料及び店舗等の賃借料（敷金、礼金、保証金等を除く。） | | |
| 設営費 | 看板、装飾、音響設備等の機材に係る工事費、レンタル料等 | | |
| 機器借上・借損料 | 機械・機器のリース料等 | | |
| 市長が必要と認める経費 | その他市長が必要と認める経費 | | |

